

## 総合評価落札方式の拡大、評価項目・配点の一部改正について

平成 26 年 9 月 5 日

長野市財政部契約課

価格に加えて、技術力を持ち、社会性、地域性等において評価が高い意欲のある地域の事業者の受注機会の拡大を図るため、総合評価落札方式を試行していますが、対象工事を順次、拡大するとともに、「総合評価点算定基準」について、次のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

### 1 価格点と価格以外の評価点

価格以外の評価点の比率を引上げることで、技術力や社会性、地域性等における評価の高い企業の受注機会の拡大を図ります。

改正前	改正後
価格点 86.0～89.5 点	価格点 <b>84.5～90.0 点</b>
価格以外の評価点 10.5～14.0 点	価格以外の評価点 <b>10.0～15.5 点</b>

### 2 価格以外の評価項目・配点の見直し

次のとおり、評価項目・配点の一部を見直します。（全体の評価項目・配点は、「価格以外の評価点算定基準」をご覧ください。）

なお、選択項目は工事内容等によって評価項目としないことがあります。

#### (1) 環境対策（必須）

「ながのエコ・サークル」の認定等を受けている企業を評価していますが、一部の配点のみを変更します。

改正前	改正後
ながのエコ・サークル（ゴールド・ランク） 認定事業者 1.0 点	ながのエコ・サークル（ゴールド・ランク） 認定事業者 1.0 点
ISO14001の認証取得事業者 0.8 点	ISO14001の認証取得事業者 0.8 点
エコアクション21の認証取得事業者 0.6 点	エコアクション21の認証取得事業者 0.6 点
ながのエコ・サークル（シルバー・ランク） 認定事業者 0.4 点	ながのエコ・サークル（シルバー・ランク） 認定事業者 <b>0.5 点</b>
ながのエコ・サークル（ブロンズ・ランク） 認定事業者 0.2 点	ながのエコ・サークル（ブロンズ・ランク） 認定事業者 0.2 点

※ いずれかを選択するものとし、最大1.0点とします。

※ これまでどおり、認定証又は登録証（附属書とも）の写しを添付してください。

#### (2) 労働福祉（必須）

従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備等に取り組んでいる企業を、新たに評

価の対象とするものです。

改正前	改正後
—	<b>次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び届出をしている者</b> <b>0.5点</b>

※ 労働局に提出した「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（所轄労働局の受付印が押印されたもので、公告日において計画期間中のもの）を添付してください。

※ 計画の内容及び策定・届出等については、厚生労働省ホームページ

（[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/jigyou\\_ryou\\_ritsu/ryouritu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryou_ritsu/ryouritu.html)）をご覧ください。か、長野労働局雇用均等室（電話026-227-0125）へお問合わせください。

### (3) 社会貢献

ア 災害協定の締結（必須）、災害時の応急活動実績（選択）

長野市と「災害時等業務委託契約」を締結している等の企業を評価していますが、これに加え、新たに契約に基づく「災害時等の応急活動実績」がある企業を評価の対象とします。

改正前	改正後
長野市と「災害時等業務委託契約」を締結している事業者又は「災害時における協力に関する協定等」を締結している協会の会員 0.5点	長野市と「災害時等業務委託契約」を締結している事業者又は「災害時における協力に関する協定等」を締結している協会の会員 0.5点
—	<b>長野市と「災害時等業務委託契約」を締結している事業者のうち、公告日から過去2年以内に災害時等応急活動実績のある者</b> 1.0点

※ いずれかを選択するものとし、最大1.0点とします。

※ 災害時等の応急活動実績とは、「災害時等業務委託契約」に基づいて長野市が発注した業務のうち、次のものとし、

例 崩落土除去、倒木処理、仮設土のう設置 シート養生 等

ただし、雨量規制区間のゲート開閉や看板設置撤去作業 等の軽微なものは除きます。

※ 事前に「災害時等応急活動実績の申出（確認）書」に必要事項を記載の上、業務を発注した各担当課（所）の確認を受けた上で、その写しを添付してください。（公告日から過去2年以内の実績であれば、1業務につき1回の確認手続きで、2件以上の入札案件に適用できます。）

なお、10月1日以降に発注する業務については、「応急活動」と記載した業務依頼書を送付することとしますので、その写しを添付してください。

※ 業務の内容及び確認の手続き等については、業務を発注した各担当課（所）へお問合わせください。確認の手続きについては、10月1日以降に受付します。

イ 除雪契約等（選択）

長野市と「道路除雪業務委託契約」等を締結している企業を評価していますが、配点のみを変更します。

改正前	改正後
自社保有機械（リースを含む）で行っている事業者 0.5点	自社保有機械（リースを含む）で行っている事業者 <b>1.5点</b>
市からの貸与機械のみ又は融雪剤散布のみの事業者 0.2点	市からの貸与機械のみ又は融雪剤散布のみの事業者 <b>1.0点</b>
豪雪時における道路除雪業務委託契約締結事業者 0.1点	豪雪時における道路除雪業務委託契約締結事業者 <b>0.5点</b>

※ いずれかを選択するものとし、最大1.5点とします。

**※ アの「災害協定の締結、災害時の応急活動実績」とイの「除雪契約等」は、最大で2.0点とします。**

3 実施時期

平成26年10月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用します。

4 その他

これと同時に「工事成績点」は、平成21年度から平成25年度まで（又は平成25年度から平成26年度の公告日の前月まで）に竣工した工事成績評定点の平均点となりますので、ご注意ください。